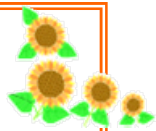


声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！



パート・非常勤部会ニュース No. 10

大阪市北区錦町2-2 国労会館1F 大阪労連パート・非常勤部会 2007・6・22

改訂パート労働法の学習をすすめよう！

堺労連パート・非常勤部会が活動交流集会を開催

5月18日(金)の夜、サンスクエア堺において、堺労連パート非常勤部会の活動交流集会が開催されました。堺非常勤4共闘、いずみ市民生協、学保労、福保労、市職、地域労組、堺労連から48名が参加をしました。大阪国公の高松書記長から「職場で活用する新パート法」と題して学習講演を受けた後、分散会に分かれて、交流を深めました。



♪分散会の発言より

- ・ のびのびルームで副主任、おやつの管理等々の仕事をしている。就労29時間、時給800円。1997年から時給は変わっていない。
- ・ 養護学校の非常勤。週労30時間。担任と同じ仕事をしている。障害児が増加し、教室狭い。毎日疲れて帰る。休憩を取ったことがない。
- ・ 民営化すすみ、来年どうなるかわからない。(学校給食、保育所)
- ・ 店舗赤字ということで正規ゼロ、パートで店舗運営をしてきた。サービス残業をして頑張り、今年は改善したのに店舗を完全委託化され、「店舗で働きたい人は退職して委託先で雇用する」と申し入れがあった。人件費削減のための不利益変更で、このことを許してはいけないと思っている。

♪常任委員の植山美登枝さんの感想より

民間で働いている非正規労働者と自治体で働いている非正規労働者が一同につどい、パート労働法の講演を聞き、分散会4組に分かれて話しを聞くことができました。分散会の中で、非正規とはいえ、ただ時間が短いだけで、正規となんら変わらない仕事をしている。しかし、年度途中での委託や店舗の閉鎖で、攻撃を受けるのは非正規労働者。「でも労働組合があるので交渉も出来る。私達は組合に守られている」と発言された方もいました。ひどい現状。実態を訴えなければ労働条件は改善されないし、なかなか組合に組織しにくいけれど「数は力」。あきらめず格差のない社会を作ってゆきたいものです。

生協労連関西地連パート部会が学習交流集会を開催

6月16日(土)、11時から16時まで生協労連関西地連パート部会の学習交流集会が開催されました。京都・奈良・和歌山・石川・富山・大阪から42名が参加をし、「改正パート法で格差が改善できるの?」と題して、大阪労連パート・非常勤部会事務局長の長岡さんが話をしました。午後から支所、店舗、物流、本部の4分散会に分かれて実態交流を行いました。

パート労働法について参加者にアンケートをお願いし、33名の方が協力してくれました。

♪改訂パート労働法にかかわるアンケート結果

①「あなたの働き方は?」という問いに対して

- 正規と職務が同じで、期間の定めのない契約(繰り返し更新を含む)、退職までの間、人材活用が同じという「差別禁止パート」だと答えた人が4名
- 正規と職務が同じで、期間の定めのない契約(繰り返し更新を含む)、ある期間に限り、人材活用が同じと答えた人が1名(「正規と賃金決定方式を合わせる努力義務」)
- 正規と職務が同じで、期間の定めのない契約(繰り返し更新を含む)、人材活用が異なると答えた人は8名(「職務内容、成果、意欲、能力、経験などを考慮した均衡処遇の努力義務」)
- 正規と職務が異なると答えた人は20名(「職務内容、成果、意欲、能力、経験などを考慮した均衡処遇の努力義務」)

②「福利厚生施設(給食施設、休憩施設、更衣室)を利用できているか」については?

更衣室や休憩室はほとんどの人が利用できていると答えていますが、給食施設については短時間労働で「必要ない」人もいて、33名中、12名が「はい」でした。

③「仕事に必要な教育訓練を受けているか」については?

パート法では、職務が同じパートの教育訓練が義務化をされ、職務が異なるパートの教育訓練は努力義務とされましたが、職務が同じと答えた人のうち約半分が必要な教育訓練を受けていないと答えています。職務が異なる人は約6割が教育訓練を受けていないと答えています。

④「正規採用がある場合、あなたに知らされているか」については?

「知らされている」という人は33名中4名でした。ほとんどが、知らされていませんでした。

⑤「希望をすれば、正規へ転換できる制度があるか」については?

33名中、10名が「制度がある」と答えています。

☀️パート労働法では、あくまでも事業主の判断により措置が講じられます。事業主には処遇の説明責任が課せられています。それに納得できなければ行政指導、調停、あっせんなどの処理を行うことができます。



★つどい実行委員会開催のお知らせ

今年の「パートのつどい」は11月11日(日)、エルおおさかで行います。第1回の実行委員会を下記のとおり行います。ぜひ、ご参加下さい。

- 日時: 7月18日(水)18:30~
- 場所: 大阪労連3階円卓会議室

大阪市公務公共労働組合のニュースより

大阪市でアルバイト職員の「雇止め」があり、当局と交渉・折衝の結果、雇止め撤消とともに、不利益をこうむった「賃金」についても保障させることができました。

大阪府が雇用しているアルバイト職員の雇用条件は、各局や区役所などで必ずしも統一されていません。例えば、ある区役所のアルバイト雇用は、二ヶ月毎の雇用契約で、期間満了になると違う区役所へまた二ヶ月雇用されるという「たらい回し」のような状態になっています。また、ある局では毎年四・五月は短期アルバイトとして雇用し、六月〜翌年三月までは長期雇用として雇用しています。この場合は、社会保険がつけられますが、短期は国保で個人負担しなければいけません。こんな状態を十年以上も続けているのです。

昨年約8万円だった住民税が、今年
は21万円できたという仲間の声。毎日、食費を100円でも安くと、切り詰めているのに! なんでや!